

聴覚障害

(2) 聴覚障害のある子供に応じた教育課程編成

表Ⅱ－２－１に、全国の特別支援学校（聴覚障害）の数と各学部の在籍者数を示しました。平成25年の時点で、特別支援学校（聴覚障害）の設置数は分校を含めて90校あります。

特別支援学校（聴覚障害）の設置に当たっては、原則として小学部と中学部を置かなければなりません。特別の必要がある場合には、小学部あるいは中学部のみを設けることができることになっています。また、小学部及び中学部のほかに、幼稚部または高等部を設置したり、幼稚部のみ、高等部のみを設置したりすることもできるようになっています。

特別支援学校（聴覚障害）は、昭和23年度から義務制が開始されました。また、難聴特殊学級（平成19年4月以降は「特別支援学級」に名称変更）は昭和39年度から、通級による指導は平成5年度から統計資料が残されています。図Ⅱ－２－３に特別支援学校（聴覚障害）及び難聴特別支援学級の在籍者数、通級による指導を受けている児童生徒数の推移を示しました。

このように、聴覚障害児の教育の場には、特別支援学校（聴覚障害）、難聴特別支援学級、難聴通級指導教室があります。このほか、小・中学校の通常の学級に在籍している聴覚障害児童生徒がいます。

① 聴覚障害に対応した教育課程編成の基本的な考え方

平成21年3月に特別支援学校の幼稚部の教育要領、小学部・中学部及び高等部の学習指導要領が告示されました。ここでは、聴覚障害に対応した教育課程の編成について述べます。

まず、教育課程の具体的な編成の手順（幼稚部の参考例）は、おおよそ次のとおりです。

ア 編成に必要な基礎的事項についての理解を図る。

- ・ 関係法令、幼稚部教育要領の共通理解を図る
- ・ 幼児期の発達、幼児期から児童期への発達についての共通理解を図る
- ・ 学校や地域の実態を把握する
- ・ 社会の要請や保護者の要望を把握する

イ 幼稚園の教育目標に関する共通理解を図る。

ウ 一人一人の幼児の障害の状態の把握に基づいて、指導の目標を明確にする。

エ 一人一人の幼児の発達の様相の把握に基づいて、今後の発達の過程を見通す。

オ 具体的なねらいと内容を組織する。

・一人一人の幼児の障害の状態や発達の程度を考慮して、それぞれの幼児にふさわしい生活が展開されるように、適切で具体的なねらいと内容を設定する

次に、聴覚障害の特性を踏まえた各教科の指導においては、表Ⅱ－２－２に示したような配慮が必要です。

さらに、聴覚障害の特性を踏まえた自立活動の指導においては、表Ⅱ－２－３に示した内容を個に応じて取り上げる必要があります。

表Ⅱ－２－３ 自立活動の指導内容例

- ・障害の理解、補聴器等の管理と適切な聞こえの状態の維持に関する態度や習慣等
- ・周囲の状況や変化を理解する方法の習得や意欲・態度等
- ・他者の意図や感情の理解の仕方、順序立てて考えたり総合的に判断したりする態度等
- ・補聴器等の装用により保有する聴覚を活用する意欲・態度、視覚の活用（コミュニケーション手段、補助手段や生活機器）等
- ・姿勢や身体の使い方（緩急のコントロール）等
- ・傾聴態度、多様なコミュニケーション手段の活用、言語の意味理解を深める体験、体系的な言語の習得等

また、実際に指導を行うに当たっては、図Ⅱ－２－４に示した机の配置をし、児童生徒間のコミュニケーションを活発にする配慮も必要です。

② 障害に応じた教育課程の編成

ア 特別支援学校（聴覚障害）

国立特別支援教育総合研究所の調査（平成24年度）では、特別支援学校（聴覚障害）の教育課程の実施状況は表Ⅱ－２－４－１、表Ⅱ－２－４－２のとおりです。

このように、特別支援学校（聴覚障害）における各学部の教育課程は、小・中学校、高等学校に準じた教育課程を中心に、障害の状態により特に必要がある場合、特別な教育課程も編成されています。

a) 小・中学校等に準じた教育課程

教育の目標や内容は小・中学校・高等学校と同一ですが、障害の特性に配慮した指導を行うことを指しています。例えば、聴覚障害のある児童生徒の場合、理科の内容のうち、

音に関する学習の一部が困難又は不可能な場合、その学習内容の一部を取り扱わないことができる規定を適用することも考えられます。

b) 下学年・下学部適用の教育課程

各教科や各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前学年あるいは前学部の目標及び内容の全部又は一部に替えることができる規定を適用したものです。なお、この規定を適用する場合は、取り扱わなかった事項や替えた事項を学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した指導計画を作成することが必要です。

c) 特別支援学校（知的障害）代替の教育課程

特別支援学校（聴覚障害）に在籍する児童生徒で知的障害を併せ有する場合、知的障害者を対象とする特別支援学校の各教科に替えたり、あるいは、各教科の目標及び内容に関する事項の一部を替えたりする規定を適用したものです。

d) 自立活動を主とした教育課程

自立活動を主とした教育課程とは、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある児童生徒の場合、各教科等の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科等に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる規定を適用したものです。

イ 難聴特別支援学級

難聴特別支援学級は、聴覚障害が比較的軽度の者のための特別支援学級であって、主として音声言語の受容・表出（聞くこと・話すこと）に係る特別な指導をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような児童生徒を主な対象としています。

基本的には小・中学校の教育課程で学習しますが、児童生徒の障害の状態に応じた特別な指導として自立活動が位置付けられることもあります。自立活動の主な内容は、聴覚活用に関すること、音声言語の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと及び書くこと）に関することが挙げられます。また、児童生徒の障害の状態等に応じて、言語（語句、文、文章等）の意味理解やコミュニケーションの改善に関する内容も取り上げられます。

難聴特別支援学級では、オージオメータや集団補聴器、発音・発語指導の機器が用意されています。

ウ 通級による指導（難聴）

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の聴覚障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別な指導を特別の指導の場で行う教育形態です。ここでいう特別な指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導であり、例えば、保有する聴覚の活用、話し言葉や学習に必要な言語の指導などが挙げられます。また、障害の状態等に応じて特に必要がある場合は、各教科の内容を補充するための特別な指導を一定時間行うこともできます。聴覚障害の場合は、当該教科を学習するために必要な言語概念

をはぐくむ指導や国語や英語の音読指導などが挙げられます。指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容等を参考に学習活動を展開します。

エ 通常の学級に在籍する聴覚障害児の指導

聴覚障害の程度が軽度の場合には、通常の学級で指導することが適当な場合があります。この場合の留意事項としては、教室の座席配置、授業の際の教師の話し方などの工夫により、話し言葉によるコミュニケーションの円滑化を図ることが挙げられます。また、学級集団の規模や教室内の音環境などによっては、FM補聴器等を使用して教師の声が安定して聴覚障害の児童生徒に届くようにするための配慮も必要となります。そのほか、状況によっては人間関係の調整や危険防止などの面でも配慮を要することがあります。

③ 教科書

ア 特別支援学校（聴覚障害）の教科書

特別支援学校（聴覚障害）で使用される教科書は、小・中学校、高等学校に準じた教育を行うため、学校教育法第34条の規定が準用され、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することになります。

このほか、特別支援学校（聴覚障害）や難聴特別支援学級で、特別の教育課程を編成し、検定教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合においては、他の適切な教科用図書を使用することができることになっています（学校教育法附則第9条）。また、知的障害を併せ有する聴覚障害児童生徒の教育課程や高等部の専門的な学科における教育課程編成に際しては、この附則第9条の規定も用いられることがあります。

イ 特別支援学校（聴覚障害）国語教科書

聴覚障害教育においては、文部科学省著作教科書があり、現在、小・中学部を対象として、各学年に対応した「特別支援学校（聴覚障害）用『国語』（ことばの練習）」（**図Ⅱ-2-5**）が作成されています。聴覚に障害がある場合、国語の習得に関して特別な指導が必要であることから、「国語」の検定教科書に併せて、特別支援学校（聴覚障害）用「国語」の教科書が無償給与され、自立活動や国語の時間に用いられています。